

## 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する審議方針

平成 29 年 2 月 23 日  
統 計 委 員 会

平成 29 年 2 月 23 日に総務大臣から諮問された諮問第 102 号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」に係る審議については、以下に沿って担当する部会において具体的な審議を進めるものとする。

## 1. 審議の視点

## (1) 「統計改革の基本方針」の精査・具体化

「統計改革の基本方針」（平成 28 年 12 月 21 日 経済財政諮問会議）（以下「基本方針」という。）は、統計改善の要請であることを踏まえ、「基本方針」別紙Ⅰ～Ⅳに掲載された個々の施策について精査・具体化する審議を行い、その結果を次の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「Ⅲ期計画」という。）の施策として位置づける。

## (2) 現行の計画からの継承

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更に係る諮問は、統計改革の議論の高まりから現行の計画（以下「Ⅱ期計画」という。）の期間 5 年間のうち 4 年を経過した時点でⅢ期計画に移行するため、Ⅱ期計画のうち達成時期を 5 年目としている施策、継続的に実施するとしている施策については、個々の施策の必要性を改めて確認した上でⅢ期計画の施策として位置づける。

## (3) 統計委員会として追加すべき事項の検討

Ⅱ期計画を取りまとめた後の社会経済情勢の変化、統計委員会として示した意見や部会長メモ、今後示される予定の統計改革推進会議等の提言を踏まえて、新たに追加すべき事項の有無、追加する場合の具体的な内容等を検討する。

## 2. 審議を行う部会

「基本方針」は国民経済計算の改善に向けた施策が多く含まれていることを踏まえ、審議は基本計画部会に加えて、新たに設置する国民経済計算体系の整備部会において行う。両部会における役割分担は以下のとおり。

(1) 基本計画部会

「基本方針」の別紙Ⅲ、Ⅳを踏まえ、①経済統計全般に関する事項（国民経済計算体系的整備部会で審議する事項を除く。）、②国民生活・社会統計全般に関する事項、③統計作成の効率化、二次的利用の推進、統計調査環境の改善、統計データの提供の推進、統計リソースの確保・向上等共通基盤の整備に係る事項について審議する。

(2) 国民経済計算体系的整備部会

「基本方針」の別紙Ⅰ、Ⅱに掲載された事項を中心に審議する。

3. 各部会における審議の進め方と当面の審議スケジュール

以下の方針に沿って、2つの部会が連携しつつ整合的に審議を進める。

(1) 基本計画部会

- 基本計画部会の審議事項は多岐にわたるため、それぞれ委員3名以上で構成する以下の3つのワーキンググループ（以下「WG」とする。）を設置し、役割分担をした上で審議を進める。WG運営の詳細は別添のとおりとする。

WG名	審議事項
経済統計WG	経済統計全般に関する事項（国民経済計算体系的整備部会で審議する事項を除く。）
国民生活・社会統計WG	国民生活・社会統計全般に関する事項
共通基盤WG	統計作成の効率化、二次的利用の推進、統計調査環境の改善、e-Stat等による調査結果の提供充実、統計リソースの確保・向上等共通基盤の整備に係る事項

- 基本計画部会長は、所属委員から1名を座長に指名し、座長はその他の所属委員から1名を座長代理に指名する。また、必要に応じて臨時委員・専門委員及び審議協力者を活用し、審議の深化を図る。
- 各WGは審議結果を基本計画部会に報告する。

- 基本計画部会は、①各WGから審議結果に係る報告、②基本計画案に対する意見募集の結果、③基幹統計調査に係る答申における「今後の課題」、④部会長メモ、⑤関係府省等による実現性の観点からの意見等を総合的に勘案した上で審議を進め、その結果を取りまとめ、統計委員会に報告する。
- 当面の審議スケジュール案は別紙1のとおりとする。ただし、必要に応じて部会において変更する。また、以降の審議スケジュールの詳細は部会において決定する。

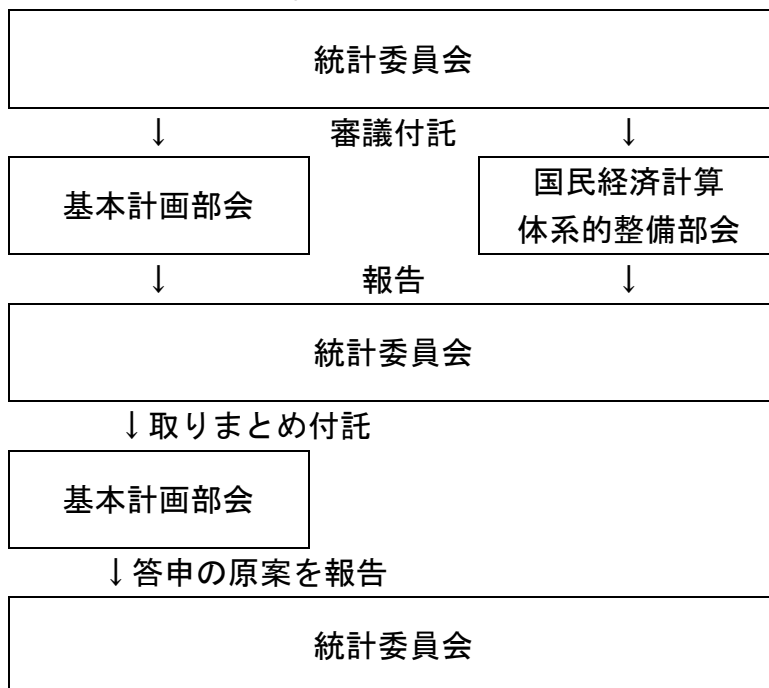
## (2) 国民経済計算体系的整備部会

- 国民経済計算と一次統計のさらなる連携を促進する観点から、部会による審議を原則とする。ただし、効率的な審議に資するため、必要に応じて部会の下にタスクフォース（以下「TF」とする。）を設け、個別の課題に関して集中的に審議を行うことができるものとする。TFを設ける場合、部会長、部会長代理は、それぞれTFの座長、座長代理を兼ねる。また、部会長はTFを構成する委員を指名する。その他の運営の詳細は「(別 添)基本計画部会ワーキンググループの運営について」を準用する。
- 国民経済計算体系的整備部会及びTFは、必要に応じて臨時委員・専門委員及び審議協力者を活用し、審議の深化を図る。
- 国民経済計算体系的整備部会は、①TFからの審議結果に関する報告、②基本計画案に対する意見募集の結果、③基幹統計調査に係る答申における「今後の課題」、④部会長メモ、⑤関係府省等による実現性の観点からの意見等を総合的に勘案したうえで審議を進め、その結果を取りまとめ、統計委員会に報告する。
- 当面の審議スケジュール案は別紙2のとおりとする。ただし、必要に応じて部会において変更する。また、以降の審議スケジュールの詳細は部会において決定する。

## 4. 審議結果のまとめ方

統計委員会は、上記3.(1)及び(2)の審議取りまとめ結果の報告を受けて、基本計画全体の取りまとめを基本計画部会に付託する。これを受けて基本計画部会は、答申の原案を取りまとめ、統計委員会に報告する。全体の審議スケジュール案は別紙3のとおりとする。

【審議の流れ図】



## 基本計画部会及びWGの審議スケジュール案

### [経済統計WG]

3～4月は開催予定なし

### [国民生活・社会統計WG]

4月から審議に着手

### [共通基盤WG]

4月から審議に着手

### [基本計画部会]

3～4月は基本計画に係る審議の予定なし

(5月の部会において、各WGからの報告に基づき審議を行い、その結果を統計委員会へ報告)

- 注 1 統計改革推進会議から追加があった場合は、その時点で審議事項追加  
2 審議の状況を踏まえて予備日を追加する可能性

## 国民経済計算体系的整備部会の当面の審議スケジュール案

期間	部会	審議事項
3月 ～ 4月	1回目 部会	1-3 法人企業統計調査 1-4 建設総合統計 1-5 建築着工統計 1-6 建築物リフォーム・リニューアル統計の改善 1-8 訪日外国人消費動向調査 1-16 毎月勤労統計
	2回目 部会	○経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備 (1-9 サービス統計全般(体系的整備)、1-10 サービス統計全般(内容充実)、1-12 企業統計全般を含む。) ○国民経済計算と産業連関表の関連課題 (1-17 産業連関表、1-18 産業連関表、国民経済計算を含む。) 1-11 生産物分類
	3回目 部会	Ⅱ. GDP統計の加工・推計手法等の改善 1-1 家計調査 1-2 家計消費状況調査 1-7 国際収支統計 1-13 消費者物価指数 1-14 企業向けサービス価格指数 1-15 既存統計で捕捉できていない価格の把握

- 注1 表中の番号付の審議事項は、「統計改革の基本方針」別紙の事項  
 2 統計改革推進会議から追加があった場合は、その時点で審議事項追加  
 3 審議の状況を踏まえて予備日を追加する可能性  
 4 効率的な審議に資するためTFによる議論の可能性

全体の審議スケジュール案  
(6月以降は仮置き)

	統計委員会	基本計画部会 各WG	国民経済計算 体系的整備部会
2月	・基本計画部会及び国民経済計算体系的整備部会への審議付託等		
3月	・統計改革推進会議の状況を踏まえ部会審議に反映する点を確認	・別紙1のとおり	・別紙2のとおり
4月	〈部会の検討状況に関する情報共有〉		
5月	・「基本的な考え方」の中間取りまとめ ・法施行状況報告を受領	・審議結果を統計委員会へ報告 ・基本的な考え方の中間取りまとめ案を統計委員会へ報告	・審議結果を統計委員会へ報告
6月	・「基本的な考え方」骨子の整理	・残された課題の検討 (月1回程度目処) 〈必要に応じて合同部会〉	・残された課題の検討 (月1回程度目処)
7月			
8月			
9月	・「基本的な考え方」の取りまとめ	・統計委員会へ報告	・統計委員会へ報告
10月	【総務省】基本計画案提示 ・パブリックコメント	・必要に応じて追加審議 〈必要に応じて合同部会〉	・必要に応じて追加審議
11月			
12月	・基本計画案答申		

注1 統計委員会は2月の段階で、①基本計画部会への審議付託、②国民経済計算体系的整備部会への審議付託に加え、③基本計画部会への基本計画全体の取りまとめ付託も併せて行う。

(別 添)

### 基本計画部会ワーキンググループの運営について

次期基本計画案の諮問に係る審議・答申案の作成等を効率的に行うため、以下により、基本計画部会の下にワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置く。

- 1 WGは次の表の左欄に掲げるとおりとし、これらWGの担当部分はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

WG名	審議事項
経済統計WG	経済統計全般に関する事項（国民経済計算体系的整備部会で審議する事項を除く。）
国民生活・社会統計WG	国民生活・社会統計全般に関する事項
共通基盤WG	二次的利用の推進、e-Stat 等による調査結果の提供充実、人材育成・地方実査組織を含めた統計リソースの確保・向上、「統計改革の基本方針」の別紙Ⅲ、Ⅳに掲載された事項

- 2 WGに属すべき委員は別紙のとおりとする。
- 3 WGにWG座長を置き、当該WGに属する委員のうちから、部会長が指名する。WG座長は審議の補佐を行わせるため座長代理を置き、当該WGに属する委員のうちから、WG座長が指名する。
- 4 WG座長は、その所属する委員以外の委員、臨時委員・専門委員及び審議協力者の参加を求めることができる。
- 5 委員及び臨時委員は、その所属するWG以外のWGに参加することができる。
- 6 WGの会合での配布資料は、当該WG終了後ホームページ上で公表するとともに、当該WGの会合に係る議事概要を事務局で取りまとめ、速やかにホームページ上で公表する。
- 7 その他WGの運営に関して必要な事項は、WG座長が定める。



(別 紙)

## ワーキンググループに所属する委員

### [経済統計WG]

※河井委員

○川崎委員

中村委員

### [国民生活・社会統計WG]

○西郷委員

嶋崎委員

※白波瀬委員

### [共通基盤WG]

○北村委員

※永瀬委員

野呂委員

注 ○は座長、※は座長代理